

令和 2 年 6 月 29 日

審査員の登録等について

農場 HACCP 認証協議会

1. 認証機関の認定申請受付

農場 HACCP 認証協議会（以下「協議会」という）は「農場 HACCP 認証機関に対する一般要求事項」に基づき認証機関として活動を予定している団体等からの認証機関認定の審査申請を受け付けております。

2. 審査員の登録

- (1) 認証機関で実際に審査に従事する審査員は協議会の定めた「農場 HACCP に係る審査員の登録に関する規定」に基づき、本協議会に登録された者であることとなっており、協議会では本規定に基づく審査員の登録申請を受け付けております。
- (2) 登録申請する者は「農場 HACCP に係る審査員の登録に関する規定」の 2 に基づいて以下①～③の書類を協議会会長あてに提出してください。またその提出に併せて④あてに「農場 HACCP に係る審査員の登録に関する規定」の 2 に定める登録費を振込願います。

- ① 同規定別紙 1 の審査員登録申請書
- ② 別紙 6 の「衛生指導従事報告書」
- ③ 顔写真（幅 2.5 cm × 縦 3 cm）
- ④ 農場 HACCP 認証協議会 銀行口座

（ みずほ銀行 虎ノ門支店
普通預金口座番号：4132848 ）

連絡先：（事務局）

公益社団法人 中央畜産会 衛生指導部 （担当：山本、木島）

TEL：03-6206-0835 FAX：03-3256-9311

メールアドレス：eisei @sec.lin.gr.jp

農場 HACCP に係る審査員の登録に関する規定

制 定 平成 23 年 10 月 7 日
一部改正 平成 26 年 8 月 4 日
一部改正 令和 2 年 6 月 29 日

農場 HACCP に係る審査員の登録を通じ、農場 HACCP 審査の水準の確保を図り、もって我が国における農場 HACCP の推進、家畜・畜産物の安全性の確保に資する。

1. 農場 HACCP に係る審査員の区分及び業務の範囲

農場 HACCP に係る審査員は農場 HACCP 審査員（以下「審査員」という。）及び農場 HACCP 主任審査員（以下「主任審査員」という。）に区分する。審査員および主任審査員の業務は以下のとおりとする。

（1）審査員

①主任審査員のもとで、審査チームメンバーとして審査の一部を担当する。

（2）主任審査員

①審査における審査員チームリーダーとして、全体的な判断を行い、審査結論に責任を持つ。

②認証機関が必要とする場合の認証判定委員会への参画。

2. 審査員及び主任審査員（以下「審査員等」という。）の要件及び登録申請

（1）審査員

1) 審査員は以下の要件を満たしていること

① 中央畜産会が実施する農場 HACCP 審査員試験に合格していること。

② 畜産分野において、3 年以上の衛生指導の経験を有すること。

2) 登録申請手続き

①審査員資格の要件を証明する書類（写しで可）および別紙 1 の審査員登録申請書を「農場 HACCP 認証協議会」会長宛てに申請する。

②「農場 HACCP 認証協議会」会長は申請内容が適正と判断した場合は、申請者を、審査員登録台帳に登録記載すると共に、別紙 2 の農場 HACCP 審査員登録証を交付するものとする。

3) 登録費

①登録費は 2 万円とする。

(2) 主任審査員

1) 主任審査員は以下の要件を満たしていること

- ① 審査に同行した主任審査員及び認証機関の推薦があること。
- ② 審査員として、第三者審査を3農場以上経験していること。
(但し、農場 HACCP 認証協議会が別に定める期間は当該条件は該当しないものとする)
- ③ 獣医師であること。

2) 申請手続き

- ① 主任審査員の資格要件を証明する書類(写しで可)及び別紙3の主任審査員登録申請書を「農場 HACCP 認証協議会」会長宛てに申請する。
- ② 「農場 HACCP 認証協議会」会長は申請者の申請内容が適正と判断した場合は、申請者に対して、別紙4の農場 HACCP 主任審査員登録証を交付するものとする。

3) 登録費

- ① 登録費は2万円とする。

3. 審査員等の研修

審査員等の登録証を交付された者は、次期登録更新前までに、中央畜産会が主催する農場 HACCP 審査員力量向上研修を1回以上受講しなければならない。

4. 登録の有効期間及び更新

審査員等の登録の有効期間は、登録から3年を超えない最終の四半期の末日(以下「有効期限」という。)までとする。なお、有効期限以降も引き続き審査員等として登録を希望する者は、有効期限の1か月前までに協議会長宛てに別紙5の審査員登録継続申請書及び別紙6の必要書類を提出しなければならない。

登録の更新手続きを行わなかった場合は、登録は失効する。

5. 登録更新費

登録更新費は主任審査員が2万円、審査員が2万円とする。

6. 資格の取り消し

農場 HACCP 認証協議会会長は、審査員が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証協議会の総会の決議を経てその審査員の登録を取り消すことができる。この場合において、認証協議会は、その総会の日の14日前までに、その審査員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他審査員たるにふさわしくない非行があったとき

附則

1. 5の登録更新費については平成29年9月末までの間は1万円とする。
2. この規定の改正は総会の決議のあった令和2年6月29日から適用する。
3. なお、令和2年6月29日以降、初回の更新にあつては、4.の「審査員等の登録の有効期間は、登録から3年を超えない最終の四半期の末日までとする。」を「審査員等の登録の有効期間は、登録から3年を経過した日を含む四半期の末日までとする。」と読み替える。

(別紙 1)

年 月 日

審査員登録申請書

農場 HACCP 認証協議会
会長 酒井 健夫 殿

農場 HACCP に係る審査員の登録に関する規定（26 年発 HACCP 第 5 号）第 2 条の（1）規定に基づき、農場 HACCP 審査員の登録について、下記のとおり申請します。

記

1 申請を行おうとする者の氏名及び住所

氏 名 印

住 所 自宅か会社か明記、会社の場合は会社名を明記
〒

電話番号

メールアドレス

2 農場 HACCP 審査員筆記試験合格証番号：

研修最終日： 年 月 日

(別紙 2)

農場 HACCP 審査員登録証

登録番号 :

登録者氏名 :

上記の者は、農場 HACCP 認証協議会の実施した農場 HACCP 審査員資格審査に合格し、審査員名簿に登録されている事を証する。

年 月 日

なお、本登録の有効期間は 年 月 日から

年 月 日までとする。

農場 HACCP 認証協議会

会長 酒井 健夫

(別紙3)

年 月 日

主任審査員登録申請書

農場 HACCP 認証協議会
会長 酒井 健夫 殿

農場 HACCP に係る審査員の登録に関する規定（26 年発 HACCP 第 5 号）第 2 条（2）の規定に基づき、農場 HACCP 主任審査員の登録について、下記のとおり申請します。

記

1 申請を行おうとする者の氏名及び住所

氏 名 印

住 所 自宅か会社か明記、会社の場合は会社名を明記
〒

電話番号

メールアドレス

2 農場 HACCP 審査員筆記試験合格証番号：

研修最終日： 年 月 日

(別紙 4)

農場 HACCP 主任審査員登録証

登録番号 :

登録者氏名 :

上記の者は、農場 HACCP 認証協議会の実施した農場 HACCP 主任審査員資格審査に合格し、審査員名簿に登録されている事を証する。

年 月 日

なお、本登録の有効期間は 年 月 日から

年 月 日までとする。

農場 HACCP 認証協議会

会長 酒井 健夫

(別紙 5)

年 月 日

審査員登録継続申請書

農場 HACCP 認証協議会
会長 酒井 健夫 殿

農場 HACCP に係る審査員の登録に関する規定（26 年発 HACCP 第 5 号）第 4 条の規定に基づき、農場 HACCP 審査員/主任審査員の登録を継続したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請を行おうとする者の氏名及び住所

氏 名 印

住 所 自宅か会社か明記、会社の場合は会社名を明記

電話番号

メールアドレス

2 農場 HACCP 審査員登録番号及び登録年月日

番号 :

登録年月日 : 年 月 日

3 農場 HACCP 審査員力量向上研修受講年月日

受講年月日(最終日) : 年 月 日

